

広島県林業・木材産業改善資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県林業・木材産業改善資金貸付規則を廃止する規則

広島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年広島県規則第三十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の広島県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により県が貸し付けている林業・木材産業改善資金に係る貸付金については、この規則の施行後も、なお従前の例による。